

守口市税務窓口業務等委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務委託の目的

守口市課税課における窓口対応、各種課税資料の整理及びデータ入力並びに各種証明書の作成、引渡し等に関する業務（以下「本業務」という。）を民間事業者へ委託することにより、効率的な業務運営を図ることを目的とする。

2 委託業務内容

本業務内容は、以下のとおりとする。なお、詳細は守口市税務窓口業務等委託仕様書を参照すること。

(1) 【通年】 窓口業務及び課税資料作成業務

- ① 税務証明等に関する業務
- ② 軽自動車税の課税等に関する業務
- ③ 法人市民税の課税等に関する業務
- ④ 個人市・府民税の課税等に関する業務
- ⑤ 固定資産税の課税等に関する業務
- ⑥ 納税に関する業務

(2) 【当初課税】 課税資料作成業務

- ① 個人市・府民税の課税等に関する業務
- ② 固定資産税の課税等に関する業務

(3) 上記に付随する一切の業務

3 履行期間

【通年】 窓口業務及び課税資料作成業務については、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

【当初課税】 課税資料作成業務については、令和4年1月1日から令和8年12月31日まで

上記に付随する一切の業務については、令和4年1月1日から令和9年3月31日まで

それぞれの業務について、契約締結日から履行開始日までの期間は、準備期間とする。

4 提案に係る限度額

¥436,612,000—（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】	令和3年度	¥16,060,000
	令和4年度	¥86,750,400
	令和5年度	¥86,750,400
	令和6年度	¥86,750,400
	令和7年度	¥86,750,400
	令和8年度	¥73,550,400

総額及び各年度において限度額を超えた提案価格は、無効とする。

契約締結日から履行開始日までの準備期間に要する経費は、全て受託事業者において負担するものとする。

5 参加資格

提案事業者は、以下の全ての条件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の企画提案書提出時において、令和 3 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) プライバシーマークを取得していること。

6 全体スケジュール（予定）

NO	内容	日程
1	質問受付期間	令和 3 年 8 月 2 日（月）午前 9 時から 令和 3 年 8 月 5 日（木）午後 5 時まで
2	質問に対する回答	令和 3 年 8 月 11 日（水）予定
3	参加表明書等の提出受付開始	令和 3 年 8 月 18 日（水）午前 9 時から
4	参加表明書等の提出受付締切り	令和 3 年 8 月 19 日（木）午後 5 時まで
5	参加資格の確認結果及び審査日時の通知	令和 3 年 8 月 20 日（金）予定
6	企画提案書等の提出受付開始	令和 3 年 8 月 24 日（火）午前 9 時から
7	企画提案書等の提出受付締切り	令和 3 年 8 月 25 日（水）午後 5 時まで
8	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和 3 年 9 月 2 日（木）
9	審査結果の通知	令和 3 年 9 月 3 日（金）予定
10	契約締結	令和 3 年 9 月上旬予定

7 提出書類等の配布・作成

- (1) 配布期間
令和 3 年 7 月 19 日（月）から
令和 3 年 8 月 25 日（水）まで

(2) 配布場所及び配布方法

本市ホームページに提出書類等の様式を掲載する。

(3) 作成方法

守口市税務窓口業務等委託提出書類等作成要領を参照すること。

8 参加申込

(1) 受付期間

令和3年8月18日（水）午前9時から

令和3年8月19日（木）午後5時まで

(2) 提出場所

守口市総務部課税課（守口市役所2階南エリア）

(3) 提出書類等

NO	提出書類	様式	提出部数
1	守口市税務窓口業務等委託公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書	様式1	正本1部
2	会社概要	様式2	正本1部
3	プライバシーマークの認証取得を証する書類の写し		
4	国税納税証明書 納税証明書その3の3（法人税・消費税及び地方消費税）（写し可）		
5	地方税納税証明書 法人市民税：直前2ヵ年分（未納のない証明可）（写し可）※支店等で参加表明する場合は支店等の証明書 ※府民税は不可		

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。（郵送の場合は提出期限必着のこと）

(5) その他

提出書類の差替え及び再提出は、原則不可とする。

提出書類について、様式1及び様式2を使用していないものは無効とする。

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和3年8月24日（火）午前9時から

令和3年8月25日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

守口市総務部課税課（守口市役所2階南エリア）

(3) 提出書類等

NO	提出書類	様式	提出部数
1	審査提出書類届	様式4	正本1部
2	提案価格書	様式自由	正本1部
3	【企画提案書】スケジュール	様式5	正本1部 及び 副本5部
4	【企画提案書】偽装請負対策	様式6	
5	【企画提案書】業務実施体制	様式7	
6	【企画提案書】業務遂行	様式8	
7	【企画提案書】雇用・研修	様式9	
8	【企画提案書】個人情報管理	様式10	
9	【企画提案書】追加提案	様式11	
10	市区町村における課税業務受託実績	様式12	
11	受託実績のわかる書類（契約書の写し等）		1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて提出すること。（郵送の場合は提出期限必着のこと）

(5) その他

提出書類の差替え及び再提出は、原則不可とする。

提出書類について、様式4から様式12までを使用していないものは無効とする。

なお、様式5から様式12までについては、会社名の特定を避けるため、ロゴ、会社名の記載はしないこと。（様式4、提案価格書、受託実績のわかる書類についてはこの限りでない。）

10 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に係るものとし、審査（評価）に係る質問は一切受け付けない。

(1) 質問受付期間

令和3年8月 2日（月）午前9時から

令和3年8月 5日（木）午後5時まで

(2) 提出書類及び提出方法

様式3に質問事項を記載し、電子メールにより送信すること。送信後その旨を電話連絡すること。

(3) 回答

令和3年8月11日（水）本市ホームページに掲載する。

11 選定方法及び結果通知

(1) 参加資格確認

参加資格確認は、「8 参加申込」で提出された書類による確認とする。

参加資格確認の結果は、令和3年8月20日（金）頃に郵送で通知する。

(2) 審査

審査は、守口市税務窓口業務等委託事業者選定委員会において、企画提案書及び企画提案書に対する質疑応答により行うものとする。企画提案書の評価項目及び評価基準は、次の表のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点	
スケジュール	事前準備等の履行開始までの計画	25点	
偽装請負対策	遵守すべき法令等のリスクマネジメント	10点	
業務実施体制	必要な人員体制、配置計画	40点	80点
	配置計画を一時的に上回る窓口業務等への臨機対応	5点	
	欠員等が生じた場合の対応	5点	
	業務責任者・業務従事者の役割分担と育成方法	30点	
業務遂行	正確な市民サービスの確保	5点	25点
	業務責任者・業務従事者と受託業者との連絡体制	5点	
	委託業務開始後の改善に向けた取組み	5点	
	業務マニュアル作成の考え方	5点	
	苦情、トラブル等が生じた場合の対応、解決策、連絡体制	5点	
雇用・研修	業務知識、システム運用の習熟、向上に向けた研修の実施	20点	50点
	制度の習熟に対する研修の実施	10点	
	接遇、個人情報保護に対する研修の実施	10点	
	毎年の税制改正の習熟に対する研修の実施	10点	
個人情報管理	個人情報の管理体制	10点	
課税業務 受託実績	市区町村における課税業務受託実績	40点	
提案価格	提案価格	50点	
追加提案	市にとって有益かつ現実的な提案内容	10点	
合計（選定委員一人あたり）		300点	

審査の結果は、次の内容を郵送で通知する。

- ① 自己の評価点
- ② 最優秀提案事業者とその評価点

12 評価及び選定結果等の公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、審査結果通知日以後に、下記項目を本市ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- ① 候補者名
- ② 全参加者名、全参加者の総合評価点、企画提案評価点、価格提案評価点、提案金額
- ③ 委員の氏名等

13 失格

以下のいずれかに該当すると判断した場合は、当該参加者を失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- (2) 提出書類の内容に虚偽があるとき。
- (3) 定められた提出方法や期限などの条件に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部の記載が無いとき。
- (5) 審査に出席しなかったとき。
- (6) 提案限度額を超える見積りで積算された提案価格書が提出されたとき。
- (7) 審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた場合。
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

14 契約

審査の結果、選定された最優秀提案事業者と契約に向けた協議を行い、契約を締結する。ただし、選定された提案事業者が以下のいずれかに該当し、契約が締結できない場合は、評価点の順位の高かった者の順に契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 参加資格」に定める各要件を、満たすことができなくなった場合
- (2) 契約交渉が成立しないとき又は選定された提案事業者が契約の締結を辞退した場合
- (3) その他の理由により、契約の締結が不可能となった場合

15 契約保証金

契約を締結することとなった提案事業者は、契約金額の100分の10（1,000円未満切り上げ）の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとする。

ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

16 長期継続契約

本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、守口市役所はこの契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る守口市役所の歳出予算において減額又は削除があった場合には、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、受託者は変更又は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

17 その他留意事項

- (1) 提出された書類の返却は行わない。
- (2) 提出された書類は、書類審査の目的以外の目的に使用しない。ただし、守口市情報公開条例（平成26年守口市条例第6号）に基づく公文書の公開請求の対象となることに留意すること。
- (3) 本委託業務の履行については、労働者派遣ではなく、請負により履行するものであることに留意すること。
- (4) 参加に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (5) 参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式13）を提出すること。
- (6) 各審査結果に対する異議は、受け付けない。

18 問合せ及び書類提出先

〒570-8666

守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市総務部課税課（守口市役所2階南エリア）

TEL：06-6992-1456（直通） FAX：06-6993-5578

Mail：Mori_kazei@city-moriguchi-osaka.jp